



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 藤 井 久 司
(コード番号 5911 東証第一部)
問合せ先 監査室長 角 田 祐 一
(TEL 03-3453-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 151 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、役員が任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、定款の定めによりあらかじめ当社への損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結できる役員の範囲につきまして、取締役は業務執行取締役等ではない取締役、また、監査役は社外監査役を含む全ての監査役とすることができる旨の改正がそれぞれなされたことに伴い、これらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当該責任限定契約に係る定款規定について、当該改正に係る変更その他所要の変更を行うものであります(取締役の責任免除については変更案第 30 条、監査役の責任免除については変更案第 39 条)。なお、変更案第 30 条に係る定款変更を議案として提出することにつきましては、あらかじめ監査役会の監査役全員一致による同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更を付議する株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日(予定)

(別紙)

変更の内容 (下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(責任免除)</p> <p>第 30 条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>1,000 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。</p>	<p>(責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(責任免除)</p> <p>第 39 条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>500 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。</p>	<p>(責任免除)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上